

碧南市ものづくりセンター利用許可申請をされる方へ

碧南市ものづくりセンターは、平成24年から、ものづくりに関する団体・個人の方以外でも、ご利用が可能となりましたが、ご利用に際して、以下のお願いがございます。この点、ご了承のうえ、ご予約ください。

- 1 当センターの特性上、ものづくりに関する団体・個人の方以外の方の利用許可申請は、利用日の属する月の初日前2月（休館日の場合、翌開館日）からとなっております。予約受付初日は、碧南市ものづくりセンター窓口での受付となります。（受付初日は、電話での受付はできません。）

（例）8月20日に利用したい場合、6月1日午前8時30分以降に碧南市ものづくりセンター窓口に来所され、利用許可申請をしてください。

- 2 利用許可申請後において、愛知県建設組合連合、碧南市シルバー人材センターなど「ものづくり優先利用団体」から利用許可申請があった場合、利用許可の取消をさせていただきます。

- 3 センター内各部屋の備品（マイク、卓球台など）を利用されたい方は、利用許可申請時に職員にお伝えください。

- 4 当センターは駐車場が少ないため、利用者の皆様におかれましては、徒歩または自転車、乗り合いでご来所くださいますよう、ご協力をお願いします。

※他に貸館がない平日日中の場合、駐車可能台数は15台程度です。

- 5 実習室1は、碧南市創意くふう展並びに実技試験等のため長期利用する場合があります、長期間予約ができない時期があります。

碧南市ものづくりセンター

所在地 碧南市汐田町1-1-2

電話 (0566) 43-5031

休館日 月曜日（休日の場合、翌平日）、年末年始（12/29～1/3）